

第9回春日部市介護事業部門連携・交流会（第9回春コン・ケア）

テーマ：介護職に役立つ“お薬講座！”～お薬についての疑問なんでもお答えします～

質問事項：

1) 薬のことを心配するのは、ケアマネジャーかしら？という疑問もありますね。

- ① 医師・・・診ている病名によって必要な処方薬。
- ② 薬局・・・自分の所に出したお薬。
- ③ 家族・・・わからない。
- ④ 本人・・・出された。言われた通り。

さて、それをまとめるのは誰が良いのでしょうか？

(居宅/CM)

回答欄:薬のことを心配するのは、①～④の全員であることが望ましいと考えています。

医師、薬剤師は当然のことですが、患者さん本人やご家族の方も「どんな治療を行っているのか」「どういった効き目のある薬なのか」「使い方、副作用などで注意しなければいけない事はなにか」など知っておく必要があると思います。

そして我々介護・看護・医療従事者は、そういった疑問があればいつでも気軽に尋ねられるという雰囲気を作っておく必要があると考えています。薬に関する事であればどんな些細な事でもお気軽に薬剤師にお問い合わせ下さい。

2) いらぬ薬を受け取る。新しいものと交換はできないのか？

(訪問/リハビリ)

回答欄:いらぬ薬であれば、処方から削除することが可能です。

新しいものに交換することはできません。

医師が「治療上必要である」と判断された量と期間の分だけ処方されます。よって薬が余る（古くなる）という事は想定されていません。処方された薬は処方された日数のうちに「使い切る」と言うことです。

飲み忘れ等の理由により薬が余っているという場合は、その旨を医師に伝える事によって処方日数を減らしたり処方を削除したりすることが出来ます。そうすることでいらぬ薬を受け取らずに済みます。医師に伝えるのを忘れてしまった場合は、薬局で日数変更や処方削除等の疑義照会をする事も可能です。

処方箋を薬局で受け付けて調剤された薬（一度薬局から持ち出された薬）の返品は出来ません。